

鳥取県動物愛護管理推進計画(第3次)案に係るパブリックコメントの実施結果について

意見募集期間: 令和2年12月14日(月)から令和3年1月4日(月)まで(22日間)

意見総数: 延べ41件(17名)

《計画・施策への反映状況》

1 反映した(一部反映を含む)、2 既に盛り込み済、3 今後の検討課題、4 対応できない、5 その他

基本方針1 動物愛護の推進

施策1 動物愛護精神の普及啓発

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
1	普及啓発については、あらゆる方法を使って常に発信し続けることが大切だと思う。	県民の幅広い層に対して動物愛護管理施策への自主的な参画を促していくため、様々な機会や手段を活用して普及啓発活動を推進します。	2

施策2 動物の収容・引取り数削減の取組

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
2	犬猫の収容(引取り)頭数の数値目標について、今後10年での目標値とするならもう少しタイトな数値目標に設定してもよいのではないかと。それに比べて返還・譲渡率に関しては結構攻めた数字になっている。	現状の収容・引取り状況及び今後の見込みを踏まえて数値目標を設定しています。目標値の修正は行いませんが、より早い段階で目標値を達成できるよう具体的施策を推進していきます。	4

施策3 動物の返還・譲渡促進の取組

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
3	基本方針1の施策3「動物の返還・譲渡促進の取組」の具体的施策として、所有者明示の推進は犬だけでなく猫にも所有者がわかるようにする。	マイクロチップや迷子札などの所有者明示については、犬だけでなく猫についても同様に普及啓発を強化します。	1
4	致死処分ゼロの実現。地球に住むのは人間だけではないのですから。コロナ禍のこういう時こそ、温暖化も含め、生物との共存共栄を真摯に取り組む時だと思う。	致死処分ゼロの考え方を整理した上で、最終目標ゼロの実現に向けて取組を進めていきます。	2
5	野良猫の子猫を保健所が引取り拒否することが多く、保護団体が引き受けて苦労している。野良猫はエイズウイルスや白血病ウイルスに感染している場合もあり、新しい飼い主を探すのも難しい。殺処分ゼロ目標と言われるが、この地域では現実的ではないと思う。ただ引取りを断れば処分頭数は減ると思うが、そのしわ寄せが保護団体に重くのしかかっているのが現状。地域の実情とあわせて、特に衰弱した猫の引取りの緩和をお願いしたい。	飼い主のいない子猫の引取りについては、猫の状態やその場の状況に応じて対応しており、負傷している場合は保健所で保護することとしています。致死処分ゼロの目標については、ただ引取り拒否するのではなく、県や鳥取市に収容される動物の多くを占める飼い主のいない子猫の収容数削減の取組(飼い主のいない猫の繁殖制限対策の推進)や、収容した動物のケアや譲渡促進の取組などを進めることで目標達成を目指します。	5
6	猫の公示情報が極端に少ない。首輪のある猫だけを公示するのではなく、できるだけ公示できないものか。	公示は、飼い主が判明していない動物についてその飼い主を探すために行います。このため、飼い主からの引取りや、飼い主がいないことが明らかな場合には公示を行いません。収容した際に、首輪やマイクロチップの装着の有無や、拾得者等からの聞き取りを行い、飼い主がいる可能性のある動物は公示することとしていますので御理解いただくようお願いします。	4

基本方針2 動物の適正飼養の推進

施策4 動物の適正飼養の指導・啓発

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
7	飼っているペットを外に出さないでほしい(放し飼い禁止)	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例に定めている動物の飼い主の遵守事項が徹底されるよう、広く普及啓発していきます。	2
8	猫の室内飼いを義務化できないか	【犬の飼い主の遵守事項】(一部抜粋) ・係留して飼育又は囲いの中で飼育すること ・飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしたときは、直ちに当該ふんをこれらの場所等から除去し、持ち帰ること	3
9	犬について、犬の散歩時、夕方～夜は糞を片付けない人が多い。罰則など検討できないものか、できないならTVコマーシャルなどで強く公報してほしい。	【猫の飼い主の遵守事項】(一部抜粋) ・室内での飼育に努めること	2
10	飼い主への指導・啓発をしてほしい(公共用地(道路や河川敷)での飼育の禁止、ペットフードの袋を家庭ゴミとして処分させる、散歩時でも放し飼いをさせない、フンの後始末を飼い主に徹底させる。)	なお、飼い犬のフンの放置禁止については、県内の9市町村(鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村)が「環境美化に関する条例(ポイ捨て等禁止条例など)」において規制しており、一部の市町村では罰則を規定しています。	2
11	住民に対して、猫の正しい飼い方(不妊去勢手術の実施義務、完全室内飼い)を周知徹底してほしい	令和元年6月の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うことが義務化されたことについて周知徹底するとともに、適正飼養の指導・啓発を進めます。	2
12	小学校で飼育されている動物の管理が適切にされていない(エサが切れていることが多い)。先生方の動物飼育に関する知識も低い。県の条例で、哺乳類や鳥類など日々の世話が欠かせない動物の学校での飼育を禁止するか、飼育するなら年に一度先生に正しい飼育方法をレクチャーする機会を作るなどの規定を定めてほしい。学校で飼育する動物の扱いを改善してほしい。	動物の適正飼養の指導・啓発の一環として、学校等における適正飼養についても普及啓発を進めていきます。	2

施策5 周辺の生活環境の保全

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
13	動物愛護や殺処分を目指すことは良いことだが、行き場のない犬や猫が一部であふれていることは良くない。増えた野良猫をどうにかするのではなく、増やさない努力をした方がよい。町内で野良猫にえさをやっている人がいるが、こういう人を注意すべきではないか。	無責任なエサやり行為が望ましくないことと併せて、地域猫活動の普及啓発を進めることで、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指します。	1
14	飼っていないのなら、エサを与えたりしないでほしい(エサやり禁止)。強く禁止してほしい。		1
15	野良猫のふん尿被害などで困っている。野良猫へのエサやりをやめさせるため条例をつくるなど何か具体的な計画を考えてほしい。		1
16	無責任な餌やりには罰則を。		4
17	近所に餌やりをしている人がいて、猫が集まっている。家の庭に糞をされたり迷惑している。餌やりをやめさせることを計画の中に入れるべき。		1
18	猫について、玄関付近や海岸などの公共の場でエサを皿に入れたままにしている人がいて、野良猫が増える原因となっている。近所の人や通行人が非常に迷惑しているので禁止について公報してほしい。		1
19	野良猫にエサをやってはいけないという風潮をなくしてほしい。地域猫の周知を隅々までしてできる人ができる時に少しずつ優しくしてあげるそれが許される社会になってほしい。もちろん飼い主になることが一番大切。室内飼いが推奨されているが、外で上手にトイレして飼い主を助けるにゃんこも居る。		2

20	公財どうぶつ基金のHPにTNRは100%しないと効果がないとある。県の責任で100%達成に努めるべき。	飼い主のいない猫対策として、猫の繁殖制限対策を推進する方針であり、飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施頭数の数値目標を設定しています。今後、数値目標達成のための補助制度のあり方や不妊去勢手術実施場所の確保などについて、検討を進めます。	3
21	官民一体となって徹底的な地域限定TNRを実施していくしかない。		3
22	TNR活動を促進するために、不妊去勢手術費用の全額補助と補助金申請書類を簡素化してほしい。		3
23	野良猫の不妊去勢手術については、動物病院では予約しなくては受け入れてもらえず、ワクチン接種後1週間過ぎてからでなければ手術してもらえない。野良猫を捕獲後、すぐ受け入れて手術してもらえる病院を受入れ病院としてわかるようにしてもらえないか。		3
24	鳥取県のどの市町村も、野良猫の不妊去勢手術費用を上限1.5万円に引上げて補助金率を100%にしてほしい。		3
25	補助金の申請をしたくてもできないなど障壁がある。不妊去勢手術実施頭数が増えるよう支援体制や補助要綱の見直しをしてほしい。		3
26	動物愛護センターや保健所に野良猫の不妊去勢手術ができる設備を導入し、手術できる獣医師を配置し、無料で手術してほしい。また、野良猫の不妊去勢手術を受入れ可能な動物病院を増やすとともに、動物病院への補助をしてほしい。		3
27	野良猫の不妊去勢手術を受け入れる動物病院はあるが、一度に受入れする頭数には限りがある。一度に10頭以上の手術が昼用になる場合も多いため、東中西部においてそれぞれTNR専門の手術を行える拠点を県が提供したり、提供が難しければ各地域それぞれ年1～2回でもいいのである程度の頭数が手術できる機会があるとよい。	3	
28	自宅の庭で子猫が毎年生まれている。不妊去勢手術をするために、自宅敷地内で猫を捕獲したいので、捕獲用ケージ等を貸出してほしい。	飼い主のいない猫の不妊去勢手術のために捕獲する場合、県内各保健所で捕獲器の貸出しを行っていますのでご相談ください。	2
29	県内各保健所の猫の捕獲器の保有台数が少なすぎる。猫の繁殖現場では20匹前後いるので、各保健所に30台ずつ保有する必要があると思う。	各保健所における猫捕獲器については、必要台数を整備するよう努めます。	3
30	猫に対する苦情の増加や周辺の生活環境の保全については、既存施策の推進を地道に続けていくこと。また更なる普及啓発が必要で、市町村担当者に知識を深めてもらうことが重要。	飼い主のいない猫の問題については、地元市町村担当者豚連携・協力が不可欠です。県では、市町村担当者や地域住民、ボランティアなど関係者全体の知識や理解を深めるため、地域猫活動に関する勉強会の開催を行うなど普及啓発の取組を進めます。	2
31	各自治体の地域猫活動への理解があまり進んでいないが、県としてどのように進めていくのか。地域猫活動を行うかどうかは地域住民が最終的な判断を行うが、地域住民へ選択肢の一つとして地域猫活動を説明するのは各自治体担当者であり、まずは自治体担当者がきちんと理解することが必要。		2
32	多頭飼育の場合、福祉の面からの積極的な介入、外猫の多頭飼育の場合は公衆衛生の面からの早い段階からの積極的な介入が崩壊を防ぐために必要ではないか。	多頭飼育問題については、福祉関係部局等との連携体制を構築するとともに、飼育崩壊に至る前に多頭飼育者を早期に把握する体制について検討を進めます。	2

基本方針3 県民と動物の安全の確保

施策8 人と動物の共通感染症対策

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
33	基本方針3の施策8「人と動物の共通感染症対策」として、狂犬病予防注射等の推進により、人に危害がないようにしてもらいたい。	市町村や獣医師会と連携し、狂犬病予防注射接種率の目標値達成を目指します。	2

施策9 災害対策

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
34	基本方針3の施策9「災害対策」について、犬や猫が嫌いな人への避難所の分けを考えていく。	災害時のペット同行避難の受入れについては、市町村や獣医師会などの関係団体と連携して環境整備に努めます。	2
35	出雲でも多頭飼育があり、各地で譲渡会などもあるが、ペットと共生できる環境整備が必要だと思う(ペット可の賃貸、ペットと一緒にいける施設・遊べる場所、災害時の避難場所の確保・明確化)	災害時のペット同行避難をはじめ、人と動物が共生できる社会の実現に向け、具体的施策の検討及び推進を進めます。	2

基本方針4 連携と協働による推進体制の整備

施策10 関係機関等の連携

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
36	地域猫の推進について、動物愛護推進員の委嘱人数40人は少ないと思う。野良猫問題を解決するためには、各町内会や各自治会に1人は最低必要。	まずは動物愛護推進員制度の在り方について検討することとし、委嘱人数の数値目標の引上げについては、制度が普及してきた段階で検討します。	3
37	感染症対策など、ボランティア対象の講習会を開催してほしい。	ボランティアと連携・協力する中で、ボランティアを対象とした講習会等の開催について検討します。	3
38	関係機関等との連携は、担当部署だけでなく、福祉関係や上の立場の方の了承があると、単に犬猫の問題だけでなく自治体全体の問題として認識してもらえるのではないか。	動物の愛護と管理をめぐる課題に対して効果的に取り組むため、動物愛護の担当部局だけでなく、福祉関係、野生動物関係、畜産関係部局など幅広い関係者との連携・協働体制を整備します。	2

その他 動物愛護管理施策全般

No	意見概要	県の対応方針	反映状況
39	ひと昔前に比べたらこのような計画があつて本当に素晴らしいと思った。影響力のある人＝県が、このような計画を作ってください感謝する。	ご意見ありがとうございます。	5
40	根本的に職員数を増やすべき。	適正な人員配置に努めます。	3
41	積極的な情報公開をしてほしい。	必要な情報については積極的に公開するよう努めます。	2